

麻布大学大学院獣医学研究科規則

(制定 昭和34年11月20日)

(趣 旨)

第1条 この規則は、麻布大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）中、研究科において定めるように規定されている事項及び麻布大学大学院獣医学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定める。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めるもののほか本研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）において審議し、学長が定める。

(研究科、専攻及び課程の目的)

第2条 大学院学則第2条第2項に基づき、本研究科に置く専攻及び課程の目的は、次のとおりとする。

(1) 獣医学研究科の理念・目的

獣医学研究科は、獣医学、動物応用科学を基盤として、動物と人（ヒト）の健康社会・生命科学を探究し、地球上に共存する動物と人（ヒト）に関わる学術の論理及び応用を追究・教授することを理念とする。この理念に基づき、獣医学研究科は、人類と動物の福祉、社会の平和、生物としての共生並びに文化の進展に貢献する人材を育てることを目的とする。

(2) 獣医学専攻博士課程の目的

獣医学専攻では、動物とヒトの生命科学として、より高度な臨床獣医師や高度の専門性を有する職業人、研究者及び教育者を養成するため、問題解決能力、実践・実務能力を重視した教育研究体制を組織する。また、獣医学専攻では、ヒトの健康に寄与することも考慮し、主として、予防獣医学、遺伝子診断、遺伝性疾患、免疫治療、移植、感染症、臨床薬理、臨床中毒、臨床病理、病態病理及びバイオインフォマティクスなどの幅広い研究・教育を通して、より専門性の高い研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 動物応用科学専攻博士前期課程の目的

動物応用科学専攻博士前期課程では、日本社会の実情にあった、人と動物の健康社会を科学する人材を養成するため、動物、微生物などに由来する遺伝子、細胞、タンパク質などの機能解析とその応用、食品科学における危険要因の低減、除去及び生理活性マテリアルとしての環境改善への応用、更に「健康な動物」の持つ機能の人間生活への活用、野生動物の保全・人間社会との軌轢の軽減などの研究・教育を通して、高度な専門性職業人に必要な能力を養うことを目的とする。

(4) 動物応用科学専攻博士後期課程の目的

動物応用科学専攻博士後期課程は、博士前期課程(修士課程)で修得した広い視野に立って、より高度な専門性をもつ職業人、研究者及び教育者を養成するため、人と動物健康科学などの研究・教育を通してその学術的基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科教授会組織)

第3条 大学院学則第23条第2項の規定により、研究指導を担当する教授及び准教授（以下「指導教員」という。）をもって組織する。

(授業科目、単位数、履修方法)

第4条 学生は、動物応用科学専攻博士前期課程（修士課程として取扱う。）にあつては別表第1、同博士後期課程にあつては別表第2、獣医学専攻博士課程にあつては別表第3の授業科目に従って履修しなければならない。

2 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験・実習については、45時間の実験又は実習をもって1単位とする。

3 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(教育方法の特例)

第4条の2 大学院学則第7条の3に基づいて、官公庁、企業、動物病院等に勤務しながら大学院の課程に在籍している学生は、授業担当教員の指導の下、特定の曜日又は時期を利用した授業計画等により、教育を受けることができる。

2 前項の特例を受けようとする者は、授業担当教員及び研究科長を通じて学長の承認を得なければならない。

(学籍票)

第5条 大学院学則第16条第3項に規定する学籍票は、様式第1号によるものとする。

(履修科目届)

第6条 学生は、指導教員の指導を受けて当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に所定の様式第2号により届け出なければならない。

(試験)

第7条 試験は、授業の完了した科目について学期末に行う。ただし、授業担当教員の判断により、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、研究科教授会が特に必要と認めた場合、研究科長は、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第8条 学生は、指定の期間内に学位論文を指導教員及び研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学位論文を提出しようとする者は、動物応用科学専攻博士前期課程にあつては必修22単位、選択8単位計30単位以上、同博士後期課程にあつては必修12単位、獣医学専攻博士課程にあつては必修20単位、選択10単位計30単位以上を履修した者でなくてはならない。

(最終試験)

第9条 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

(学位の授与)

第10条 大学院学則第10条に定める修了要件を満たした者には、動物応用科学専攻博士前期課程にあつては修士(動物応用科学)、獣医学専攻博士課程にあつては博士(獣医学)、動物応用科学専攻博士後期課程にあつては博士(学術)の学位を授与する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、研究科教授会及び教学会議の意見を聴いて学長が行う。

昭和38年4月1日改正～昭和57年10月13日改正
附則省略

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度及びそれ以前の博士課程入学者に係る授業科目、単位数及び履修方法については、この規則の施行にかかわらず、なお従前の規則による。

附 則

この規則は、平成4年3月12日に改正し、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年9月29日に改正し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年10月19日に改正し、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月24日に改正し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年5月22日に改正し、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月22日に改正し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年3月17日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年2月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月12日に改正し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年3月16日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月20日に改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月18日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年7月18日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

2 別表第1から別表第3については、平成20年4月1日入学者から適用する。ただし、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年2月18日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月24日に改正し、同日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月15日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年までに獣医学研究科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成23年2月16日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年までに獣医学研究科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年2月22日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年11月20日に改正し、平成26

年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 4 条第 1 項別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までに獣医学研究科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 12 月 25 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までに獣医学研究科に入学した者については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 9 月 27 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までに獣医学研究科に入学した者については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 22 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 [別表第 1] (第 4 条 1 項関係) の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までに獣医学研究科に入学した者については、従前の例によるものとする。